

## 11 文部科学省

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月31日)及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、主に、実績評価方式による評価と事業評価方式による事前評価が行われている。

実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標(基本計画別紙)」に掲げられた政策目標(13政策目標)、施策目標(47施策目標)及び達成目標(161達成目標)が対象となっている。また、事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業で、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象となっている。
- ③ 個々の研究開発については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制については、新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、文部科学省ホームページで公表されている。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm)

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

##### (ア) 実績評価方式による評価 60件

- ① 政策目標名「生涯学習社会の実現」等、政策目標を対象とした13件すべてについて目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② 施策目標名「教育改革に関する基本的な政策の推進等」等、施策目標を対象とした47件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、42件(89.4%)である。
- ③ すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、個々の政策の特性に応じた達成度合いの判定基準が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組を行っている府省は、文部科学省のみである。

##### (イ) 事業評価方式による事前評価 86件

- ① 事業名「専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規)」等86件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、57件(66.3%)である。
- ② 事後的検証を行う時期が特定されているものは、15件(17.4%)である。

効果の把握の方法が具体的に特定されているものは、83件（96.5%）である。

## イ 今後の課題

### （ア）実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

### （イ）事業評価方式による事前評価

得ようとする効果やその把握の方法を特定しておくことについて、平成19年度から改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。

（説明）

## （１）政策評価の枠組み

### （基本計画等）

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」（平成20年3月31日）及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている。

### （取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、「文部科学省政策評価基本計画」において、実績評価方式による評価、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価を行うこととされ、この3方式の適用に当たっては、有機的に機能させていくことが重要とされている（図表Ⅱ-11-①参照）。

- ① 実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた政策目標（13政策目標）、施策目標（47施策目標）及び達成目標（161達成目標）が対象とされている。
- ② 事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業のうち社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象とされている。
- ③ 事業評価方式による事後評価は、過去に事前評価が行われ当該年度に達成年度が到来する事業（以下「達成年度到来事業」という。）で、上記①実績評価方式による評価において当該事業に係る記述がないもの等が対象とされている。
- ④ 総合評価方式による事後評価は、政策の実施から一定期間を経過した特定のテーマに係る政策・施策等が対象とされている。

### （取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。その政策評価を行うに当たっては、大綱的指針等を踏まえて行うこととされている。

規制については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ－11－①

文部科学省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績評価方式&gt; 対象：所管行政に係る主要な政策（「文部科学省の使命と政策目標」に掲げられた政策）</p> <p>実施状況： 平成 14 年 7 月 42 件 15 年 7 月 42 件 16 年 8 月 42 件 17 年 8 月 42 件 18 年 8 月 45 件 19 年 8 月 53 件 20 年 9 月 60 件 (達成目標 161 件)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;総合評価方式&gt; 対象：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策について、政策の実施後に実施</p> <p>実施状況： 平成 15 年 3 月 2 件 18 年 3 月 1 件 19 年 12 月 1 件 20 年 9 月 2 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; (対象) ○ 新規・拡充事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいもの等 実施状況：平成 14 年 9 月 30 件 15 年 8 月 40 件 16 年 8 月 53 件 17 年 8 月 51 件 18 年 8 月 66 件 19 年 8 月 69 件 20 年 9 月 86 件</p> <p>○ 規制に関するもの（注2） 実施状況：平成 17 年 3 月 9 件 18 年 3 月 2 件 19 年 3 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; (対象) ○ 達成年度到来・継続事業 実施状況：平成 14 年 9 月 11 件 15 年 8 月 18 件 16 年 8 月 5 件 17 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 19 年 12 月 2 件</p> </div>
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 実施状況：平成 14 年 9 月 24 件 15 年 3 月 8 件 15 年 8 月 21 件 16 年 8 月 25 件 17 年 8 月 22 件 18 年 8 月 32 件 19 年 8 月 34 件 20 年 9 月 25 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 －中間（継続）評価－ 実施状況：平成 14 年 9 月 4 件 15 年 8 月 8 件 17 年 8 月 4 件 18 年 8 月 3 件 19 年 8 月 1 件</p> <p>－事後評価－ 実施状況：平成 16 年 8 月 3 件 20 年 9 月 1 件</p> </div>
	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制 実施状況：平成 19 年 11 月 1 件 20 年 2 月～8 月 7 件</p> </div>	
<p>&lt;特徴&gt; 実績評価方式による評価において、各施策目標の下に、より具体的な達成目標を設定し、政策評価を行っている。 達成年度到来事業については、原則、実績評価方式によることとされ、実績評価に当該事業に係る「記述がない」ものについて、事業評価方式による評価を行うこととされている。 施策を対象とした総合評価についても行う仕組みとなっている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。  
2 事前評価の義務付け（平成 19 年 10 月 1 日）以前に行われたものに限る。  
3 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、研究開発の評価についてはI-2-1、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

### ア 現状

#### (ア) 実績評価方式による評価

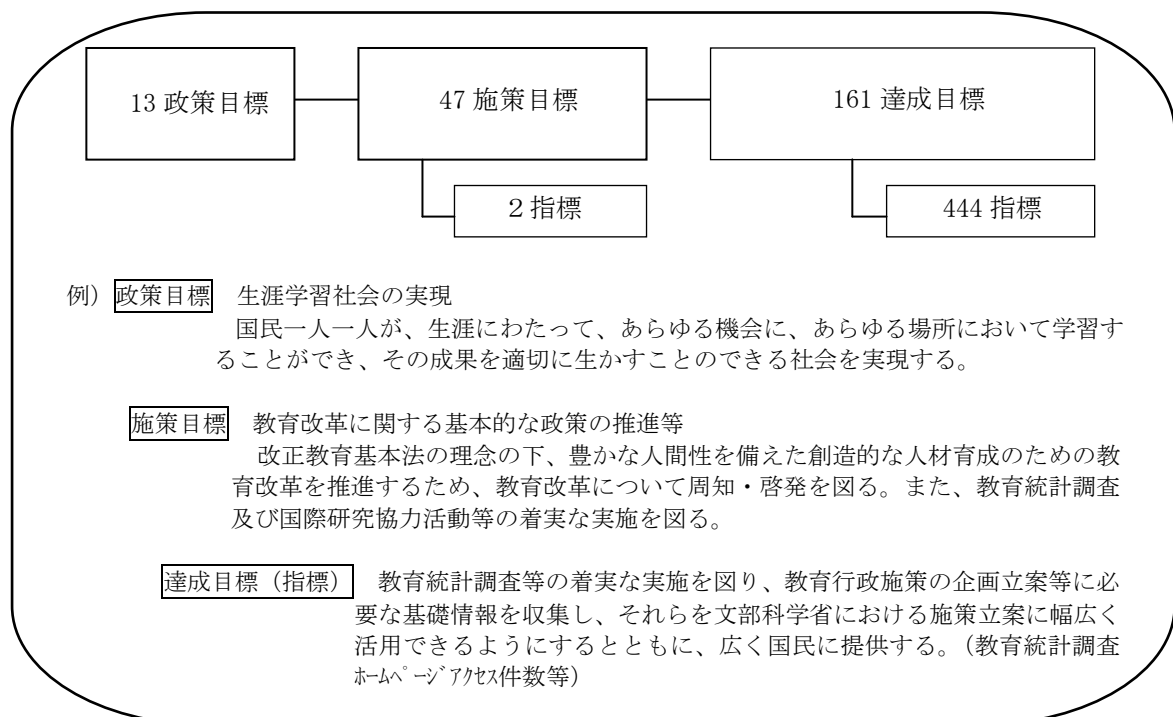
##### (審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された60件を審査の対象とした。

##### (評価の設計)

政策・施策の見直しや改善に資する情報を提供することを目的に、「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた13政策目標、47施策目標及び161達成目標に対する実績を測定することとされている。さらに、施策目標期間、達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価することとされている。具体的な達成状況を把握するための測定指標は、施策目標について2指標（47施策目標のうち2施策目標において各1指標）、達成目標について444指標が設定されている（図表II-11-②参照）。

図表II-11-② 文部科学省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

### (共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

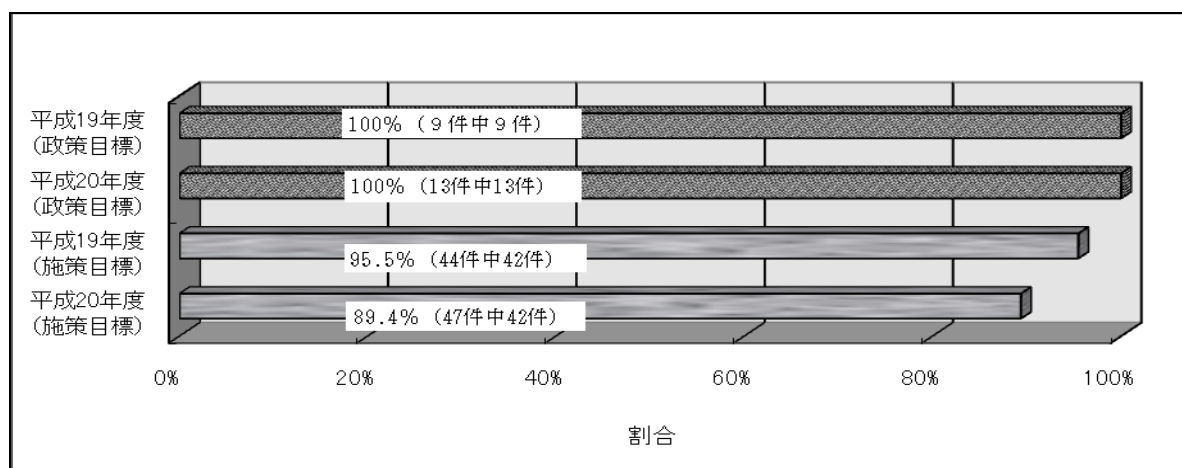
実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた13政策目標及び47施策目標を実現するため、161達成目標及びその達成度合いを測定するための444指標が設定され、体系的な評価を行うための取組が図られている。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－11－③のとおり、政策目標を対象とした評価では、平成19年度と同様に100%（13件中13件）である。また、施策目標を対象とした評価では89.4%（47件中42件）であり、平成19年度の95.5%（44件中42件）と比べて若干減少しているものの、9割近くの評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

なお、達成目標においては、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は72.7%（161件中117件）であり、平成18年度の72.5%（167件中121件）と比べてほぼ横ばいとなっている。

図表Ⅱ－11－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。  
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

### (特記事項－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式による評価においては、目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためにも、その判定がどのような基準に基づいて行われるのかを定量的な基準で示すことなどによりあらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

当省からの指摘等を踏まえ、平成17年度から、施策目標及び達成目標ごと

に、個々の政策の特性に応じた「達成度合いの判断基準」を設定する取組が行われており、20年度においても、すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、「達成度合いの判断基準」が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組が行われている府省は、文部科学省のみである（図表Ⅱ-11-④参照）。

図表Ⅱ-11-④ 個々の達成目標ごとに「達成度合いの判断基準」が設定されている例

S = 想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗 A = 想定どおり達成・概ね順調に進捗 B = 一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった・進捗にやや遅れが見られる C = 想定どおりには達成できなかった・想定したとおりには進捗していない	
政策名等	指標
政策目標 1 生涯学習社会の実現	—
施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大	—
達成目標 1-2-7 大学・専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。(基準年度：19年度 達成年度：20年度)	① 学生以外の者を対象とした教育課程を提供する大学数 〔18年度 221校〕 〔19年度 未調査※〕 ※ 平成20年度中に調査を実施予定(平成21年度中公表予定)
【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 指標の数値の対前年度比 S = 前年度に比べ指標①から③のすべて数値が増加 A = 前年度に比べ指標①から③のうち2つの数値が増加 B = 前年度に比べ指標①から③のうち2つの数値が減少 C = 前年度に比べ指標①から③のすべての数値が減少	② 私立専修学校における社会人受入数 〔18年度 51,364人〕 〔19年度 77,250人〕 ③ 私立専修学校における社会人受入学校数 〔18年度 816校〕 〔19年度 1,296校〕
評価結果：A (判断理由) 専修学校における社会人受入数及び受入学校数が伸長しており、大学数については未調査であるが増加が期待されていることから、概ね順調に進捗していると判断した。	

(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

平成19年度の認定関連活動で、文部科学省が行った実績評価方式による評価のうち関連施策の実施率など業務の実施状況に関する測定指標のみに基づき評価を行っているものについて、政策効果(注2)を把握した上で、これを基礎として政策評価を行うべきではないかとの指摘をしている。指摘を行った評価について、平成20年度の状況をみると、図表Ⅱ-11-⑤のとおり、アウトカムに着目した指標が設定されており、改善が図られた。

また、評価書において、アウトカムに着目した測定指標の設定を検討することが必要としているものについては、「政策評価担当部局の所見」として、「現段階では制度の普及状況が指標となっているものが多いが、長期的課題として、

目標の達成の程度を質的に捉える指標を検討すべき」、「中長期的な観点から、よりアウトカムを捉えた指標を設定すべき」等と明示している。

(注2) 評価法において、政策効果は、「当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」とされている。

図表Ⅱ-11-⑤ アウトカムに着目した指標の設定について改善が図られた例

**平成19年度の認定関連活動における主な指摘事項**

- 「公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数」を指標として設定しているが、予算上の配置校数に対する配置状況は、予算の執行の状況を示しているものであり、本政策については、スクールカウンセラー配置校において児童生徒が専門的な教育相談を受けることができることによって、どのような政策効果が得られているのかを把握する指標を設定すべき。

19年度 (実績評価書－平成18年度実績－)	20年度 (実績評価書－平成19年度実績－)
<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応</p> <p>達成目標2-3-1 児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【指標（目標値）】</b> 「公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数（当該年度のスクールカウンセラー配置予定校数を100%として90%以上）」</p> </div>	<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応</p> <p>達成目標2-3-1 いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に対処するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を進める。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【指標（目標値）】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「少年非行等の概要」（警察庁調べ）の「いじめに起因する事件」において、被害少年が相談しなかった割合（20%未満）</li> <li>②いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合（80%以上）</li> <li>③いじめの認知件数に占める、いじめられた児童生徒が誰にも相談していない件数の割合（15%未満）</li> <li>④学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合（20%以上）</li> <li>⑤不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合（30%以上）</li> <li>⑥不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合（65%以上）</li> </ol> </div>

(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

### (イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも十分に開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

## (審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された86件を審査の対象とした。

## (共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点及び取組の工夫がみられる点)

### ① 得ようとする効果の明確性

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

しかし、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－11－⑥のとおり、86件中57件(66.3%)である。残りの29件(33.7%)については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

一方、平成19年度における得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合は、10.1%(69件中7件)であり、20年度は19年度を大きく上回っている(注3)。

### ② 検証を行う時期の特定及び効果の把握の方法の特定性

事前評価を実施した政策等について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的な検証を適切に行うためには不可欠である。

図表Ⅱ－11－⑥のとおり、事後的検証を行う時期が特定されているものは86件中15件(17.4%)である(注4)。効果の把握の方法が特定されているものは86件中83件(96.5%)である。

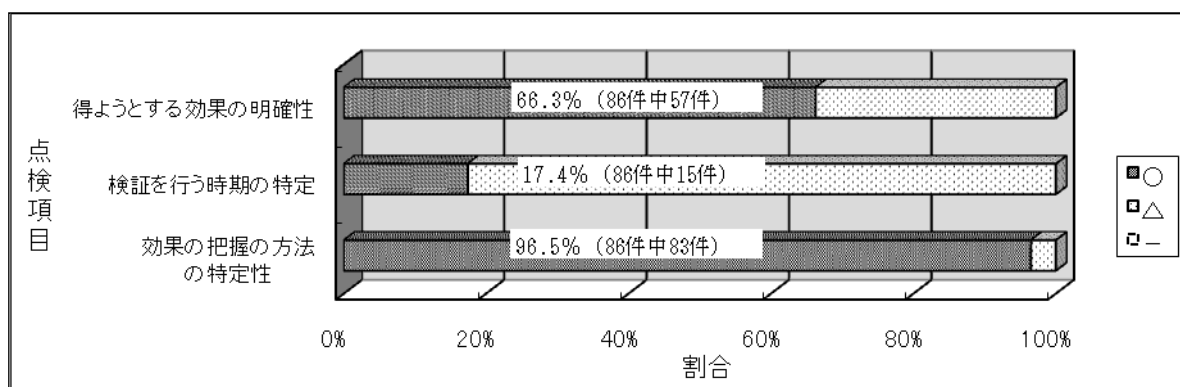
一方、平成19年度における効果の把握の方法が特定されているものの割合は8.7%(69件中6件)であり、20年度は19年度を大きく上回っている(注3)。

(注3) 平成20年度の文部科学省政策評価実施計画から、評価書の様式が変更され、事業のアウトカム指標と、目標の達成度をできるだけ測定できるような指標を記述するための欄が新設されている。

(注4) 事後的検証を行う時期が特定されていないものについては、基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定されている。



図表Ⅱ－11－⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

## イ 今後の課題

### (ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

### (イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果やその把握の方法を特定しておくことが望まれる。この点について、平成20年度においては、19年度から改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。